

建築基準法第43条第2項に基づく
接道認定・許可の手引



京都市
CITY OF KYOTO

都市計画局建築指導部建築指導課

令和7年5月30日適用

京都の町並み、歴史・文化の象徴である京町家。

建物としての視点だけでなく、四季折々の自然を感じる生活文化など、暮らしの美学や生き方の哲学が、京町家には凝縮されています。

これまでは、建築基準法の道路に接していない路地奥の京町家を大規模修繕することは困難でしたが、令和6年4月から、大規模修繕が可能となる認定制度を創設しました。

京都の貴重な財産である京町家の保全・継承を御検討ください。

路地奥の京町家でも、大規模修繕できる可能性があります。

建築基準法施行令第137条の12第6項に基づく認定制度

大規模修繕とは

壁、柱、床、はり、屋根または階段のうち、一種類以上について、その過半を修繕する工事



<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000323700.html>

京都市 不遡及認定

検索

大規模修繕や再建築の可能性を判定できる診断サイトをご活用ください！

その路地 診断してみませんか？

本市では、路地沿いの建築物の改修や更新をするためのさまざまな制度があります。しかし、その多様さと複雑さから、最適な制度の選定が困難であるという課題がありました。

そこで、再建築の可能性を判定できる診断ツールを作りました。

建替えや売買のための第一歩としてご活用ください。



<https://rojitatekaesindan.digitalpromotion.city.kyoto.lg.jp/>

京都市 建替え診断

検索

法第43条第2項に基づく接道認定・許可について

建築物の敷地は、原則として、法*第42条に規定する道路に接している必要があります。

京都市では、法施行以前に建てられた建物が多く存在していますが、中には路地奥などの無接道敷地に建てられた建物が多くあります。そういった敷地でも、敷地周囲の状況や建築物の条件によっては、認定や許可を取得し、建築することができる場合があります。

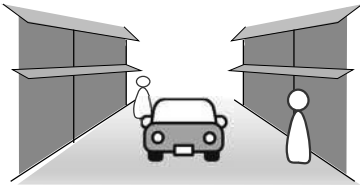
※この冊子では、「法」は「建築基準法」を、「条例」とは「京都市建築基準条例」を指しています。

「道路」のやくわり

命と財産を守り、快適な暮らしを確保するため、道路には重要な役割があります。

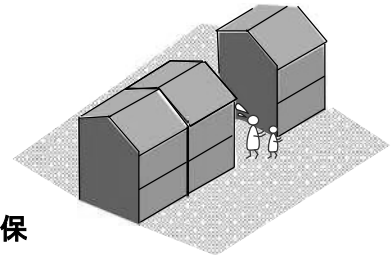
交通の確保

人や車等の通行を確保する役割を担います。



安全の確保

災害時の避難や救助のための経路を確保します。



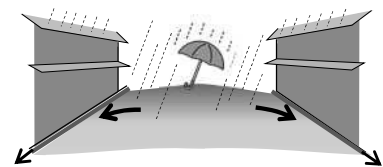
防火の確保

火災時の類焼を防ぎ、消火活動を支えます。



衛生の確保

雨水や下水等の排水の処理、日当たりや風通しが確保された衛生的な暮らしを支えます。



認定・許可について

法律上の要件

- 1 国土交通省令で定める基準に適合すること（建築基準法施行規則第10条の3）。
- 2 京都市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。
- 3 許可の場合、京都市長が建築審査会の同意を得ること。



京都市の要件 交通上、安全上、防火上及び衛生上、一定の要件を満たす必要があります。

通路の担保性

将来にわたる通行の確保・適正な維持管理に対する申請者からの誓約と、通路所有者等の同意により、通路の担保性を確保する。

既存建築物の救済

原則として、現建築物の建て替え又は過去に建築物が建っていたことが公的な書類等で確認できる敷地における再建築を対象とする。

防災上の負担を増やさない

原則として、従前の敷地の範囲、2階建て以下、専用住宅又は従前用途の建て替えとし、現状より防災上の負荷を増やさない。

安全性の確保

幅員4m未満の通路は、敷地後退により、将来的に幅員4mを確保。
3.5m以上の行き止まり通路に建つ建築物は準耐火建築物又は耐火建築物とする。

? 認定と許可の違い

認定（法第43条第2項第1号）

認定基準に適合するものは、建築審査会の同意が不要です。
認定申請手数料：27,000円

許可（法第43条第2項第2号）

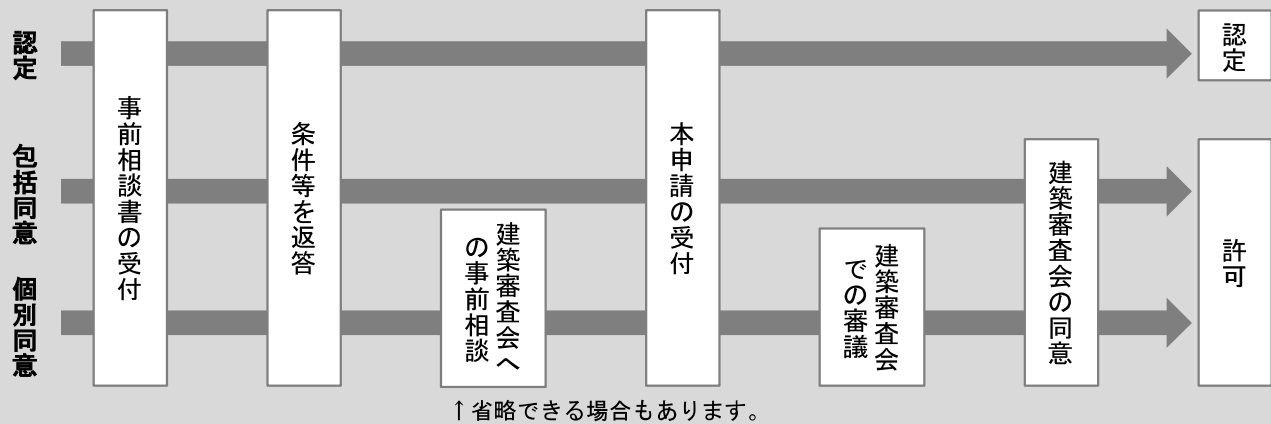
建築審査会の同意が必要です。
許可申請手数料：33,000円



包括同意と個別同意の違い

包括同意基準 許可実績の多い定形的なものについて、手続の合理化を図るため、建築審査会があらかじめ包括的に同意する基準として定めたものです。

個別同意基準 包括同意基準に適合しないものは、個別に建築審査会に諮り、同意を得たうえで許可します。包括同意よりも手続に時間を要します。



認定・許可基準の類型

認定・許可基準一覧

1 広い空地内に存する、又は広い空地に2m以上接する敷地 (P. 5)

└公共機関が管理する公園や河川区域、寺院・神社の境内地、田畑・山間地

2 農道その他これに類する公共の用に供する道に2m以上接する敷地

- (1) 公共機関が管理する道等で幅員4m以上の道に接する敷地 (P. 5)
- (2) 北区原谷の指定農道に接する敷地 (P. 6)
- (3) 大原戸寺町地区地区計画 (B地区) の地区施設として定められた通路に接する敷地 (P. 6)

3 通路に接する敷地 (右ページ参照)

- (1) 基準時※に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の行き止まり通路 (P. 7)
- (2) 適用時※に建築物が立ち並んでいる幅員1.8m以上4m未満の通路 (P. 8)
- (3) 適用時に建築物が立ち並んでいる幅員4m以上の行き止まり通路 (P. 8)
- (4) 適用時に建築物が立ち並んでいる幅員4m以上の通り抜け通路 (P. 9)
- (5) 適用時に建築物が立ち並び、道路から当該敷地まで幅員4m以上で、その先が幅員4m未満で道路に通り抜けている通路 (P. 9)
- (6) 適用時に幅員1.8m以上の通り抜け通路で当該通路にのみ2m以上接する建築物の敷地が1の場合 (P. 10)
- (7) 幅員1.5m以上2m未満の専用の通路により道路に接する敷地 (P. 10)

※「基準時」及び「適用時」の期日は以下のとおりです。

項 目	区 分	期 日
基準時	都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域 (旧淀町、旧久我村、旧羽束師村及び旧久世村の区域を含む。)	昭和25年11月23日
	旧大枝村の区域	昭和25年12月1日
	旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域	昭和32年5月7日
適用時	都市計画区域の全域	平成11年5月1日

3 通路に接する敷地 フローチャート

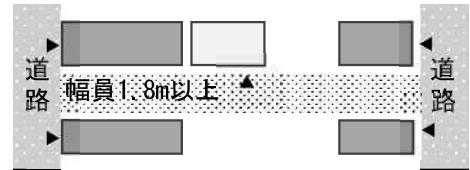
■ 道路に接道している敷地
□ 道路に接道していない敷地

Start

適用時※に通路にのみ接する建物の敷地が2以上ある。

いいえ

(6) 適用時に幅員1.8m以上の通り抜け通路で当該通路にのみ2m以上接する建築物の敷地が1の場合 (P. 10)



はい

通路の最小幅員は。

4m以上

通り抜けている。

(7) 幅員1.5m以上2m未満の専用の通路により道路に接する敷地 (P. 10)



1.8m以上4m未満

はい

いいえ

道路から当該敷地までは幅員4m以上である。

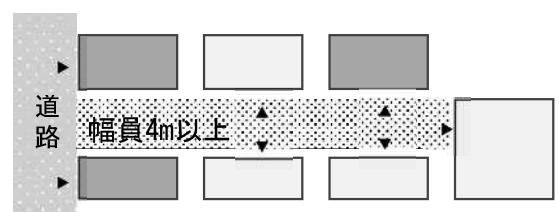
はい

通り抜けている。

いいえ

はい

(3) 適用時に立ち並びのあった幅員4m以上の行き止まり通路 (P. 8)



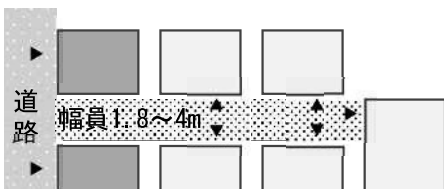
いいえ

基準時※に通路にのみ接する建物の敷地が2以上ある。

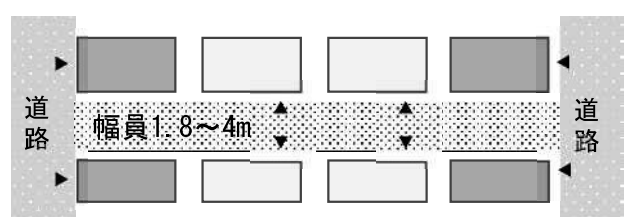
いいえ

はい

(1) 基準時※に立ち並びのあった幅員1.8m以上4m未満の行き止まり通路 (P. 7)

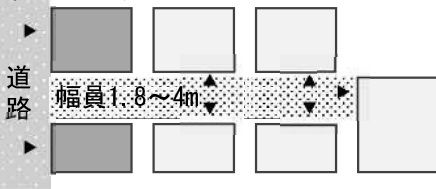


(4) 適用時に立ち並びのあった幅員4m以上の通り抜け通路 (P. 9)

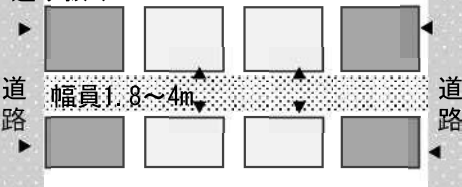


(2) 適用時※に立ち並びのあった幅員1.8m以上4m未満の通路 (P. 8)

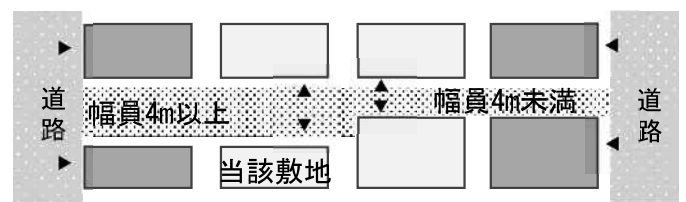
行き止まり



通り抜け



(5) 適用時に立ち並びがあり、道路から当該敷地まで幅員4m以上で、その先が幅員4m未満で道路に通り抜けている通路 (P. 9)



1 広い空地内に存する、又は広い空地に2 m以上接する敷地（許可基準第1）

許可

例. 田畑の農業用倉庫の建築



対象空地	条 件		同意種別
公共機関が管理する公園又は河川法に基づく河川区域・寺院・神社の境内地	建築物	公園管理又は河川管理の用に供する建築物	包括同意
		適用時の建築物と同じ用途で、適用時建築物の延べ面積の1.2倍以下*	個別同意
		市長が公益上必要と認めた建築物	個別同意
田畑・山間地	建築物	農業用倉庫、林業用倉庫	包括同意
		市長が公益上必要と認めた建築物	個別同意
共通事項	敷地	適用時の敷地と同じ範囲（*印の場合に限る。） （隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む。）	
	防火規定	当該地の規定による	

2 農道その他これに類する公共の用に供する道に2 m以上接する敷地

(1)

- ・公共機関が管理する道
- ・土地改良区又は農業協同組合が管理する農道
- ・河川管理の用に供する道
- ・道路法の道路に移管予定のもの

のいずれかで、
幅員4 m以上の道に接する敷地
（認定基準第1-1）

認定

例. 河川管理用通路沿いでの建築



行き止まり	条 件	
	敷地	適用時の敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む（注1）。）
	建築物等	要件
		用途
		規模
		防火規定
	その他	道の通行について当該道の管理者の承諾を得ていること

通り抜け	条 件	
	適用時に以前に建築物が存していた場合	
	更地新築の場合	
	敷地	適用時の敷地と同じ範囲 （隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む（注1）。）
	建築物等	敷地面積120㎡以上
		専用住宅
		専用住宅
	用途	専用住宅 又は 適用時と同じ用途の小規模な共同住宅等（注2）
	規模	延べ面積500㎡以下
		専用住宅：3階建て以下（地階なし） 適用時と同じ用途：2階建て以下（地階なし）
	防火規定	2階建て：当該地の規定による 3階建て：準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するもの
	その他	道の通行について当該道の管理者の承諾を得ていること

(2) 北区原谷特別工業地区の指定農道等に接する敷地

指定農道等の場所は下記HPをチェック

認定

(認定基準第1－2)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000268480.html>



		条 件
敷 地		更地新築の場合、敷地面積 1 2 0 m ² 以上
建築物等	用 途	当該地の規定により、かつ、劇場等（法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途）以外の用途
	規 模	延べ面積 5 0 0 m ² 以下
	防火規定	当該地の規定による
	通 路	・道は 4 m 以上の幅員を連続して有し、道路に接続している。 ・指定農道の中心線から建築物の敷地境界線までの水平距離が、指定農道の幅員の 2 分の 1 以上であること。

許可

上記認定基準に適合しない場合（許可基準第3－8）

例．幅員4m未満の道、延べ面積500m²以上等

		条 件	同意種別
敷 地		更地新築の場合、敷地面積 1 2 0 m ² 以上	包括同意
建築物等	用 途	当該地の規定による	
	規 模		
	防火規定		
	通路	指定農道の中心線から建築物の敷地境界線までの水平距離が、指定農道の幅員の 2 分の 1 以上であること。	

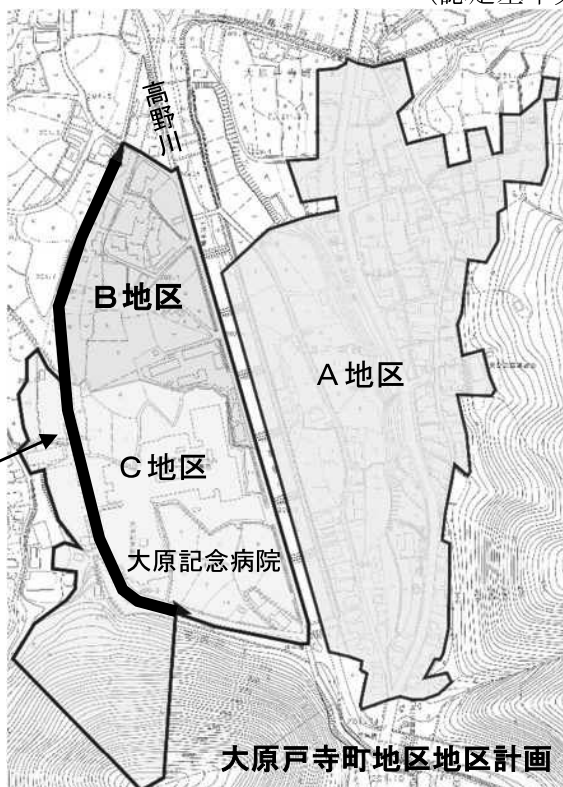
(3) 大原戸寺町地区地区計画（B地区）の地区施設（通路）として定められた通路に接する敷地

(認定基準第1－3)

認定

		条 件
建築物等	用 途	専用住宅
	規 模	延べ面積 5 0 0 m ² 以下 2 階建て以下（地階なし）
	防火規定	当該地の規定による

地区施設（通路）

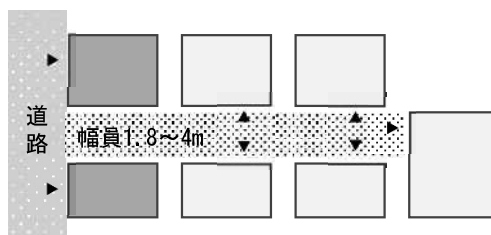


注1 隣接する敷地又は更地と合わせて一敷地とする場合の建築物の用途は、専用住宅又は共同住宅に限り、かつ、延べ面積は 2 0 0 m²以下とする。

注2 共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 m²以下で、かつ、適用時の住戸数以下のもの又は 条例第 3 章に規定する特殊建築物以外のもの

3 通路に接する敷地

(1) 基準時に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8 m 以上 4 m 未満の行き止まり通路 (許可基準第 3 - 1)



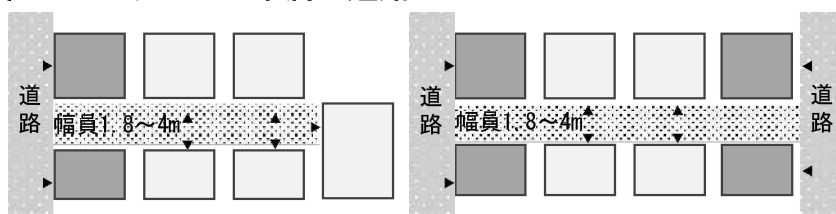
許可

		条 件	同意種別
敷 地		基準時に建築物が存し、その敷地と同じ範囲 (隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む ^(注1))。ただし後退部分を除く。)	
建築物等	用 途	専用住宅 又は 基準時と同じ用途の小規模な共同住宅等 ^(注2)	
	規 模	2階建て以下 (地階なし)	
	防 火 規 定	通路延長 ^(注3) 35m 未満 : (防火地域又は準防火地域) 当該地の規定による (法第 22 条区域) 準防火地域の規定による 通路延長 35m 以上 : 準耐火建築物又は耐火建築物	
通 路		通路上空に建築物又は工作物がある場合は安全上支障がない。 トンネル路地奥の通路に接する敷地の取扱い ・基準時以前からのトンネル路地であること。 ・トンネル部分の耐震、防火性を向上させること。 ・トンネル部分は耐震、防火改修後の有効幅員を1.5m以上とし、通路の有効幅員は、1.8m以上であること。 ・トンネル路地部分の土地・建物所有者の承諾があること。 ・トンネル路地部分の土地・建物所有者及び路地奥の通路所有者、沿道土地・建物所有者と通路の適正な維持管理について、協定が締結されていること。	通路上空に建築物等がある場合 (トンネル路地) : 個別同意 その他 : 包括同意

(2) 適用時に建築物が立ち並んでいる幅員 1.8 m 以上 4 m 未満の通路

許可

(許可基準第 3-2、3-3)

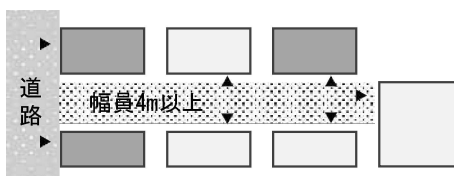


			条 件	同意種別
敷 地			適用時に建築物が存し、その敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む ^(注1) 。)	包括 同意
建 築 物 等	用 途		専用住宅 又は 適用時と同じ用途の小規模な共同住宅等 ^(注2)	
	規 模		2 階建て以下（地階なし）	
	防 火 規 定	行き止まり 通り抜け	通路延長 ^(注3) 3 5 m 未満：（防火地域又は準防火地域）当該地の規定による （法第 2 2 条区域）準防火地域の規定による 通路延長 3 5 m 以上：準耐火建築物又は耐火建築物 当該地の規定による	

(3) 適用時に建築物が立ち並んでいる幅員 4 m 以上の行き止まり通路

許可

(許可基準第 3-4)



			条 件	同意種別
敷 地			適用時に建築物が存し、その敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む ^(注1) 。)	包括 同意
建 築 物 等	用 途		専用住宅 又は 適用時と同じ用途の小規模な共同住宅等 ^(注2)	
	規 模		2 階建て以下（地階なし）	
	防 火 規 定		当該地の規定による	

認 定 (認定基準第 2)

項 目			条 件
敷 地			適用時に建築物が存し、その敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む ^(注1) 。)
建 築 物 等	用 途		専用住宅 又は 適用時と同じ用途の長屋若しくは兼用住宅
	規 模		2 階建て以下（地階なし）、延べ面積 5 0 0 m ² 以下
	防火規定		当該地の規定による
通 路 (道)	形状等		位置指定道路の基準（法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項に掲げる基準及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例）に適合する
	承諾書		通路（道）の所有者、権利者及び管理者の承諾書を提出する

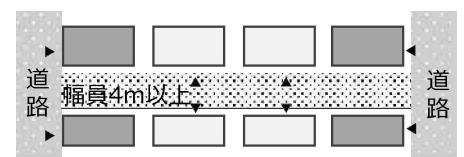
注 1 隣接する敷地又は更地と合わせて一敷地とする場合の建築物の用途は、専用住宅又は共同住宅に限り、かつ、延べ面積は 2 0 0 m² 以下とする。

注 2 共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 m² 以下で、かつ、基準時又は適用時の住戸数以下のもの 又は 条例第 3 章に規定する特殊建築物以外のもの

注 3 通路の入り口から立ち並びがある建築物の敷地の最奥部までの距離

(4) 適用時に建築物が立ち並んでいる幅員 4 m以上の通り抜け通路

許可 (許可基準第 3 - 5)



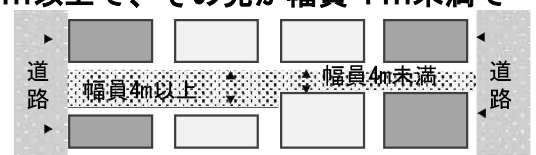
			条 件		同意種別
			適用時以前に建築物が存していた場合	更地新築の場合	
敷 地			適用時の敷地と同じ範囲 (隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む (注1)。)	敷地面積 120㎡以上	2階建て以下かつ建替え：包括同意 更地新築又は3階建て：個別同意
建築物等	用途	専用住宅 又は 適用時と同じ用途の小規模な共同住宅等 (注2)		専用住宅	
	規模	専用住宅：3階建て以下 (地階なし) 適用時と同じ用途：2階建て以下 (地階なし)		3階建て以下 (地階なし)	
	防火規定	2階建て：当該地の規定による 3階建て：準耐火建築物、耐火建築物 又は 準防火地域内の建築物の規定に適合するもの			

認定 (認定基準第 2)

		条 件	
		適用時以前に建築物が存していた場合	更地新築の場合
敷 地		適用時の敷地と同じ範囲 (隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む (注1) 。)	敷地面積 1 2 0 m ² 以上
建築物等	用 途	専用住宅 又は 適用時と同じ用途の長屋若しくは兼用住宅	専用住宅
	規 模	延べ面積 5 0 0 m ² 以下	延べ面積 5 0 0 m ² 以下 3 階建て以下 (地階なし)
		専用住宅： 3 階建て以下 (地階なし) 適用時と同じ用途： 2 階建て以下 (地階なし)	
	防火規定	2 階建て：当該地の規定による 3 階建て：準耐火建築物、耐火建築物又は準防火地域内の建築物の規定に適合するもの	
通路 (道)	形状等	位置指定道路の基準 (建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項に掲げる基準及び京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例) に適合する通路 (道) であること。	
	承諾書	通路 (道) の所有者、権利者及び管理者の承諾書を提出すること。	

(5) 適用時に建築物が立ち並び、道路から当該敷地まで幅員 4 m以上で、その先が幅員 4 m未満で道路に通抜けしている通路 (許可基準第 3 - 6)

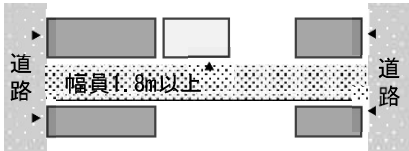
許可



			条 件		同意 種別
			適用時以前に建築物が存していた場合	更地新築の場合	
当該地より 先の通路			2 階建て：幅員 4 m 未満で道路に接続 3 階建て：幅員 2.7 m 以上（認定道路等（注 3）の場合は 0.9 m 以上）で道路に接続	・ 幅員 2.7 m 以上で道路に接続 ・ 通路の地目が公衆用道路又は協定書を締結	2 階建て以下・建替え：包括同意 更地新築・3 階建て：個別同意
敷 地			適用時の敷地と同じ範囲 （隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む（注 1）。）	敷地面積 120㎡以上	
建築物等	用 途		専用住宅 又は 適用時と同じ用途の小規模な共同住宅等（注 2）	専用住宅	
	規 模		専用住宅：3 階建て以下（地階なし） 適用時と同じ用途：2 階建て以下（地階なし）	2 階建て以下（地階なし）	
	防火規定等	2 階建て	当該地の規定によること。		
		3 階建て	準耐火建築物又は耐火建築物とすること。		

(6) 適用時に幅員 1.8 m以上の通り抜け通路で当該通路にのみ 2 m以上接する建築物の敷地が 1 の場合 (許可基準第 3－7)

許可



項目		条件	同意種別
敷地		適用時以前に建築物が存し、その敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む（注1）。ただし後退部分を除く。）	個別同意
建築物等	用途	専用住宅 又は 適用時と同じ用途の共同住宅（適用時の住戸数以下のもの）	
	規模	延べ面積 200㎡以下、2階建て以下（地階なし）	
	防火規定	当該地の規定による	
通路		認定道路等（注3）である。	

(7) 幅員 1.5 m以上 2 m未満の専用の通路により道路に接する敷地 (許可基準第 3－9)

許可

項目		条件	同意種別
敷地		基準時に建築物が存し、その敷地と同じ範囲（隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合を含む（注1）。）	包括同意
建築物等	用途	専用住宅	
	規模	2階建て以下（地階なし） （隣接する敷地又は更地を合わせて一敷地とする場合）延べ面積 200㎡以下	
	防火規定	準耐火建築物 又は 耐火建築物	
通路		- 幅員 1.5 m以上 - 延長 20 m以下 - 通路部分は容積率、建蔽率を算定する場合の敷地面積に算入しないこと。 - 通路の上空に、上空に建築物又は工作物がないこと（けらば、軒先等の軽微な突出や門扉・塀等の通行上支障のないものは除く。）。 - 通路部分に防火対策を講じること（消火器、水栓の設置等）。 - 申請者は、通路権利者とともに申立書（様式 2）を提出すること。 - 当該通路のみに接する建築物の敷地は一つであり、他の者の利用がないこと。	

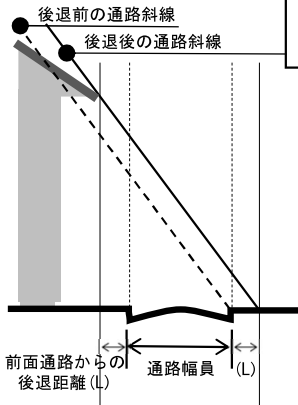
注 1 隣接する敷地又は更地と合わせて一敷地とする場合の建築物の用途は、専用住宅又は共同住宅に限り、かつ、延べ面積は 200㎡以下とする。

注 2 共同住宅のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が 200㎡以下で、かつ、基準時又は適用時の住戸数以下のもの 又は 条例第 3 章に規定する特殊建築物以外のもの

注 3 道路法による道路、里道又は河川若しくは疎水管理の用に供し公共機関が管理する通路であること。

共通事項

1. 通路が道路であることにより適用される法や条例の規定に適合すること。



建物を後退させると、その距離だけ境界線が向かい側に移動したものと、通路斜線が適用されます。

容積率、通路斜線の制限

通路を幅員4m※の道路とみなし適用する。 ※ 4m以上の場合は、当該幅員

建蔽率の緩和

角地における緩和（法第53条第3項第2号）：適用しない。
準防火地域の耐火建築物又は準耐火建築物の緩和：適用できる※。（上限80%）

※ 次のものは対象外

- ・ 幅員4m未満で延長35m以上の行き止まり通路
- ・ 当該地までの幅員が4m以上で、その先の幅員が4m未満で道路に通り抜けている場合での3階建て
- ・ 専用通路により1.5m以上2m未満で道路に接する敷地

2. 建築物の高さ （2階以下に制限されている建築物の場合）

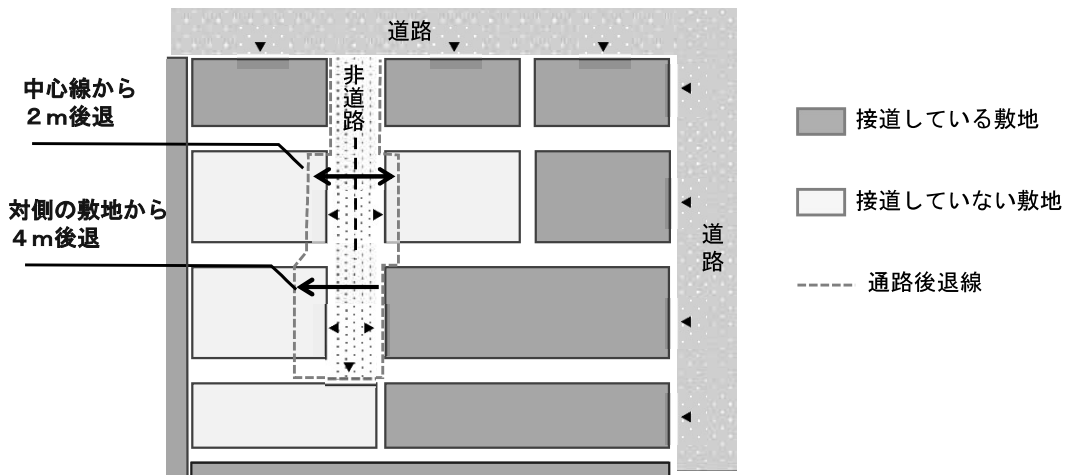
高さ：10m以下 軒の高さ：7m以下

3. 敷地の後退 （通路が幅員4m未満の場合）

将来的に幅員4mの通路となるよう、後退が必要です。
対側の敷地の接道状況によって、後退方法が異なります。

対側の敷地が

道路に接道している場合	対側の敷地から4mの後退
道路に接道していない場合	通路の中心から2mの後退



※適用時通路で対側の敷地が基準時通路に接する場合は、対側の敷地から4mの後退が必要となります。

4. 通路の担保性

通路の形態を将来にわたって担保するため、申立書・同意書の提出が必要です。

許可申請者の申立書の提出

【申立て事項】

- ・ 現状の通路幅員・通路形状・敷地後退部等を維持管理する。
- ・ 申立て事項を土地及び建築物の所有権を移転する場合も継承する。

通路権利者の同意書の提出

【同意事項】

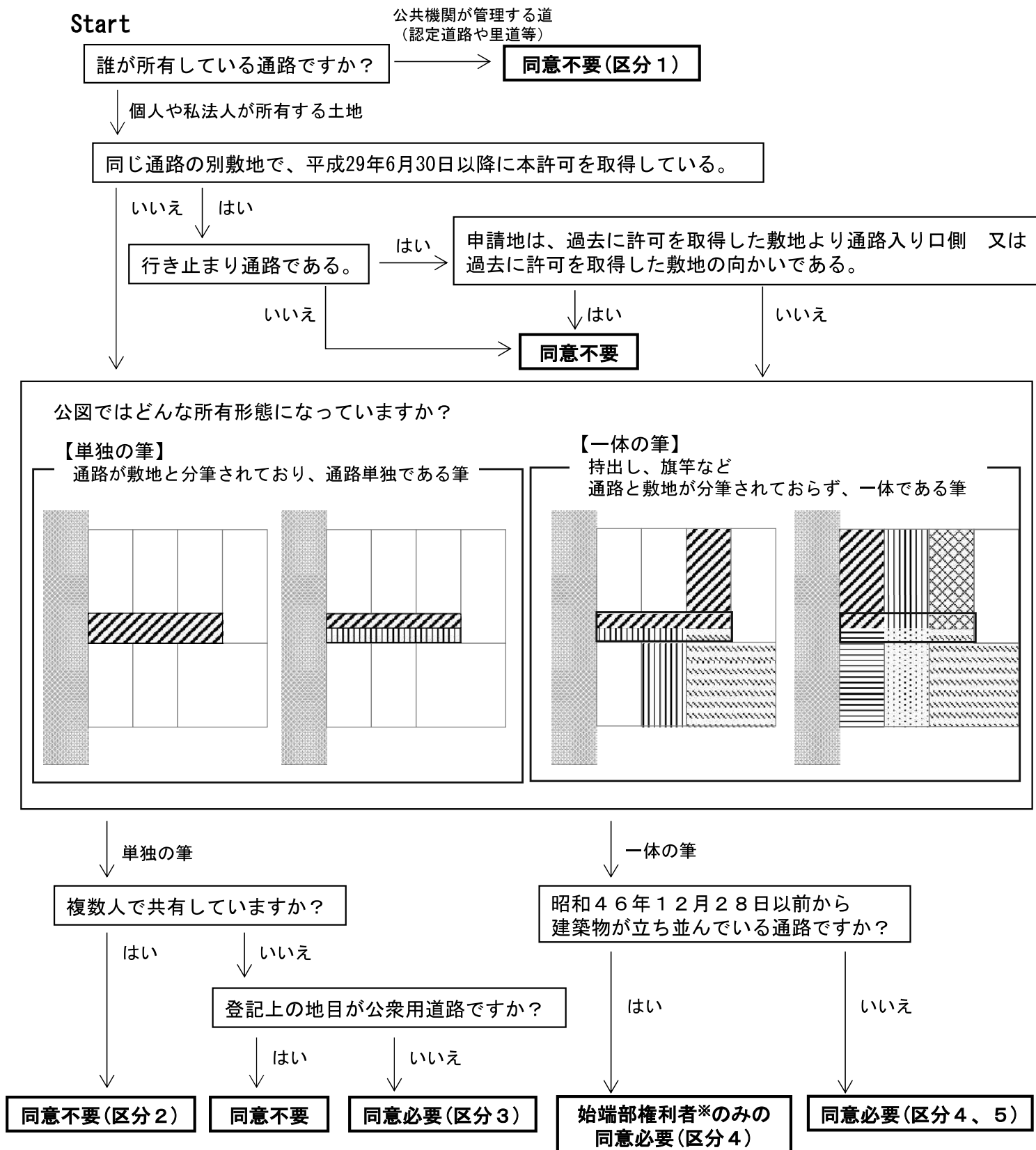
- ・ 通路通行の承諾と現状幅員の通路を維持管理すること。
- ・ 今後通路に接する別敷地で許可申請があった場合も、通路として利用することに支障ないこと。
- ・ 同意事項を土地及び建築物の所有権を移転する場合も継承すること。

同意書の提出は、

省略できる場合があります。

同意の要否診断フロー（許可基準第3の場合）

同意の要否は事前相談の際に判断しますので、変わる可能性があります、一般的には次のフロー図のとおり判断します。



※ 始端部権利者：始端部敷地等と通路部分の土地が分筆されておらず、一体の筆として所有している者

申請に必要な書類

書類	事前相談	本申請	注意事項
申請書		○	
事前相談書	○		
申請者からの委任状	○	○	署名（個人のみ）又は押印があるもの
付近見取図	○	○	敷地の位置を明記すること
敷地及び空地等の現況写真	○	○	相談敷地、空地等の範囲を赤枠で囲むこと
空地等周辺状況図	○	○	
公図の写し	○	○	正本のみ原本、申請日の3か月以内に取得のもの※ 申請敷地、空地等の位置を明記すること
空地等の土地所有者一覧表	○	○	地名地番、地目、持分、氏名及び同意の要不要を明記すること
空地等の土地における登記事項要約書	○	○	正本のみ原本。申請日の3か月以内に取得し、取得年月日を記載したもの※ ただし、地目が公衆用道路のため、土地所有者の同意を不要とする場合は、全部事項証明書が必要です。
相談敷地の建物及び土地の全部事項証明書	○	○	正本のみ原本、申請日の3か月以内に取得のもの※
配置図、各階平面図、立面図（2面以上） 及び断面図（2面以上）	○	○	
面積表	○	○	敷地面積、建築面積、各階床面積、延べ面積、建蔽率及び容積率
申立書（許可の場合のみ）		○	様式1（許可基準第3-9の場合は様式2）参照。
同意書（許可の場合のみ）		○	空地等の土地所有者からの同意が必要な場合
承諾書（認定の場合のみ）		○	道の土地所有者等からの承諾が必要な場合（※認定基準第2を利用する場合、「別紙1」の書式）
その他 ・ 敷地の土地使用承諾報告書 （相談者が相談敷地の土地所有者と異なる場合） ・ 土地の高低差がわかる図面 （土地の高低差がある場合） ・ 道路区域明示図（空地等が認定道路の場合）	○	○	

※事前相談の際は登記情報提供サービスで取得したもの又は写しでも可。

- ・ 本申請の提出時に手数料（認定：27,000円、許可33,000円）が必要です。
- ・ 本申請は正本と副本を1部ずつ御提出ください。



様式ダウンロードはこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000271510.html>

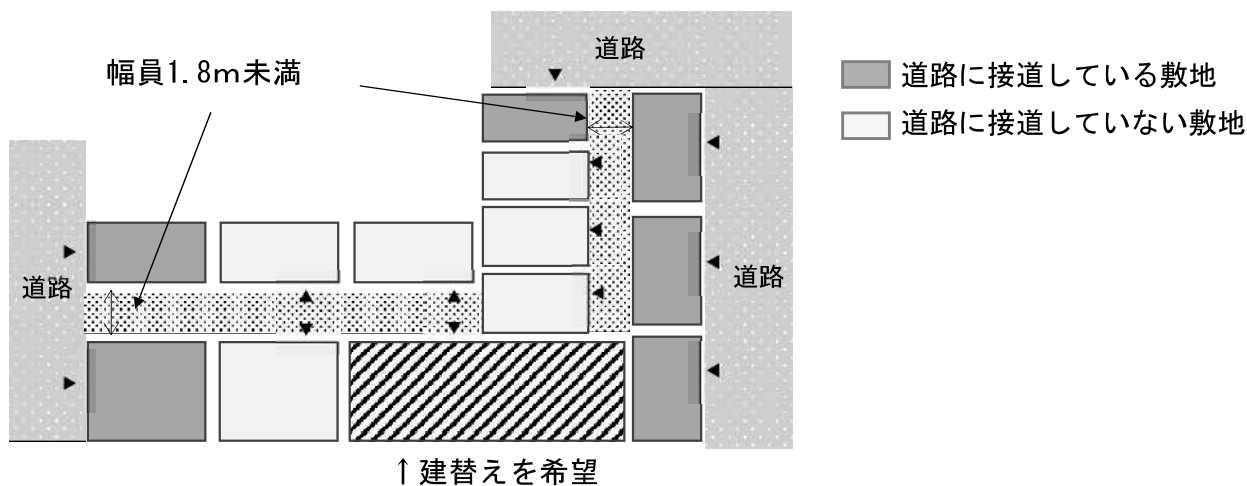
京都市 接道許可

検索

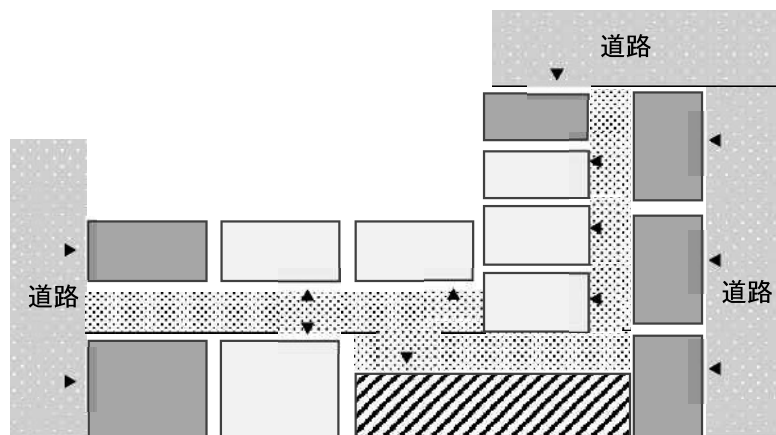
本冊子の許可基準に当てはまらない場合も、ご相談ください！

通路幅員1.8m未満でも許可した事例があります。

個別に条件を付す形となりますので、一度ご相談ください。



建替えの際、壁面をセットバックし、二方向避難を確保。
そのほか、協定書の締結や建物の耐火性の向上等の安全対策を実施。



パンフレット内容のお問合せ、建築基準法の道路に関する相談等は次の担当部署に御連絡ください。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（分庁舎2階）

都市計画局建築指導部建築指導課（道路担当） ☎ 075-222-3620



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

